

平成26年2月10日
大隅 森林管理署長

国民参加の森林づくり協定締結に向けた意見募集について

大隅森林管理署では、森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動を支援するため、国有林を当該活動のフィールドとして提供する協定を活動希望者と締結することとし、国民参加の森づくりとして「遊々の森」の設定を予定しています。
つきましては、協定締結に当たりまして、国民の皆様のご意見を募集いたします。

1 協定の区分

遊々の森

2 活動希望者の名称等

名 称: 鹿屋市教育委員会 教育長
所在地: 鹿児島県鹿屋市共栄町20-1

3 主な活動の概要

森を知り、森に学び、そして森林管理に携わる人々の願いや苦勞を知ることを通して、子供達の生きる力を伸長させ、環境保護意欲の向上を図る。

4 対象予定区域の森林の概要

所在地	面積	林齢	樹種	法指定	第三者権利設定
鹿児島県鹿屋市 下高隈町谷田 門田国有林153林班 か小班	ha 4.30	年 181	アカガシ シイノキ タブノキ イスノキ外	水源かん養保安林 保健保安林	該当なし

5 協定項目

- (1) 協定の目的
- (2) 国民参加の森づくりの対象となる森林の名称、位置図び面積
- (3) 全体活動計画書の提出
- (4) 年間活動計画書の提出及び活動実績の報告
- (5) 入林の際の連絡・調整
- (6) 安全確保等の措置
- (7) 経費の負担
- (8) 立木竹等の所有権等の権利

- (9) 施設の設置等
- (10) 法令等の遵守
- (11) 山火事防止の等の措置
- (12) 損害賠償
- (13) 活動の円滑な実施への協力
- (14) 対象となる森林の適切な管理
- (15) 協定の破棄
- (16) 協定の有効期間
- (17) その他必要と認められる事項

6 協定の予定期間

締結日(平成26年4月上旬予定)～平成30年3月31日

7 意見書の提出

協定締結についてご意見のある方は、書面により意見書を提出してください。

(1) 意見書の提出方法及びあて先

意見書は、郵便、Faxにより、それぞれ下記のあて先までお送りください。

〒893-0047 鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3 大隅森林管理署「遊々の森」担当あて

Fax:0994-42-5218

(2) 提出期限

平成26年3月20日(木)まで(※必着)

(3) 意見書の記載要領

ア 意見書は、日本語に限ります。

イ 個人の場合は、住所、氏名、性別、年齢、職業を、法人・団体の場合は法人・団体名、所在地を記載してください。

ウ 電話、面談での意見はお受けできません。

(4) 意見書の処理方法

いただいた意見は、国民参加の森づくり推進の参考にさせていただきます。

また、ご意見の要旨及び当該意見の処理結果は公表しますので、その際に匿名を希望される場合は、その旨をお書き添え下さい。

..... お問い合わせ先

大隅森林管理署 業務グループ

担当者:主任森林整備官(森林ふれあい)

電話:0994-42-5217

Fax:0994-42-5218

「遊々の森」 協定締結予定箇所位置図

鹿児島県鹿屋市下高隈町谷田 門田国有林153 か林小班

